



平成19年12月3日

問い合わせ先
九州運輸局総務部
担当 池畑、宇都宮、大坪
電話 092-472-2312

年末年始の輸送等に関する安全総点検の立入を実施します

九州運輸局では、大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始の輸送の安全に万全を期すため、平成19年12月10日（月）から平成20年1月10日（木）までの期間に「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を別紙実施要綱により実施し、各事業者に集中的に立ち入り、点検を行います。

なお、九州運輸局長及び九州運輸局次長の立ち入り点検を下記のとおり行います。

記

1. 実施日 平成19年12月10日（月）

2. 局長立ち入り先事業者及び時間帯

鉄道

事業者名等	内容	点検予定者
福岡市交通局 （地下鉄）	福岡市交通局（午前） 安全総点検の取組状況 姪浜駅乗務事務所、構内点検 外 飲酒運転防止体制の確認 テロ対策点検	大黒局長 原鉄道部長 外

バス

事業者名等	内容	点検予定者
西日本鉄道株	西日本鉄道株土井営業所（午後） 安全総点検の取組状況 運行管理体制の整備状況 アルコール検知器による点呼確認	大黒局長 塚部福岡運輸支局長 外



タクシー

事業者名等	内容	点検予定者
大稲自動車(株)	大稲自動車(株)本社営業所(午後) 安全総点検の取組状況 運行管理体制の整備状況 アルコール検知器による点呼確認	大黒局長 塚部福岡運輸支局長 外

3. 次長立ち入り先事業者及び時間帯

船舶

事業者名等	内容	点検予定者
九州郵船(株)	博多ベイサイド(午前) (第2ターミナル) ターミナル点検 車両誘導点検 [フェリーちくし]に乗船 安全総点検の取組状況 船内点検	細川次長 川井海上安全環境部長 外

取材は下記のとおりの方所に限らせていただきます。

1. 鉄道：福岡市営地下鉄 「姪浜駅乗務事務所・構内」 11時25分から12時05分
2. バス：西日本鉄道(株) 「土井営業所」 13時30分から14時15分
3. タクシー：大稲自動車(株) 「本社営業所」 14時30分から15時15分
4. 船舶：九州郵船(株) 「博多埠頭フェリーターミナル・フェリーちくし船内」
09時10分から10時00分

【参考】今年度安全総点検期間中の主な立ち入り実施事項(予定)

(1) 事業者等への立ち入り検査

鉄道関係	10社(11事業所)	自動車関係	35社
ホテル関係	2社	旅行業関係	4社
船舶関係	45社(55隻)		

(2) 自動車の街頭検査を九州管内において12回実施予定

平成19年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱
～ 事故防止等に関する安全点検及びテロ対策の再点検～

国土交通省では、大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想されることから、陸・海・空にわたる輸送機関等について、運輸安全一括法の趣旨を踏まえた経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じた安全性の向上を図る必要がある。

また、平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、輸送機関等においてはテロ対策が図られているところであるが、平成17年7月のロンドン同時爆発テロ事件、平成18年8月の英国から米国行きの複数の旅客機爆破未遂事件並びに平成19年6月の英国車爆弾テロ未遂及び空港施設へのテロ事件等テロの脅威が依然存在している厳しい情勢を踏まえ、輸送機関等のテロ対策の実施状況についても併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下、「総点検」という。）を実施する。

期間

平成19年12月10日（月）～平成20年1月10日（木）

重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4点の点検に特に留意する。

- 1 飲酒運転を防止するための体制整備状況
- 2 自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
- 3 安全管理体制の整備状況
- 4 テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況、特に、近年新たに講じるとしたテロ対策の体制の整備状況

輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係（索道含む）
 - （1）駅、車両、運転保安設備、踏切保安設備等の故障措置及び保守点検の実施状況
 - （2）安全運行確保のための鉄道係員への効果的な教育等（効率的な教育等の推進、運転取扱いに関する基本動作の励行及び健康状態等の管理）の実施状況
 - （3）自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制の整備状況
 - （4）安全管理体制の整備状況
 - （5）事故・事件等発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
 - （6）防犯カメラによる監視、駅構内等の巡回等による警戒の実施状況
 - （7）「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた行動規程等（マニュアル等）の整備状況
- 2 自動車交通関係
 - （1）経営トップを含めた安全管理体制の整備状況
 - （2）過労運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理体制の整備状況
 - （3）飲酒運転を防止するための体制整備状況
 - （4）後部座席を含むシートベルト着用推進の実施状況

- (5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況
- (6) リコール対象車両の改善措置及び安全確保に関する対策の実施状況
- (7) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (8) 自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
- (9) 事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況
- (10) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

3 海上交通関係

- (1) 酒気帯び当直防止に向けた取組状況
- (2) 自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
- (3) 荒天、事故等の異常事態発生時における乗客への情報提供等に向けた取組状況
- (4) 経営トップの主導による安全管理体制の構築に向けた取組状況
- (5) 航海当直体制や運航基準等の確実な遵守に向けた取組状況
- (6) 船舶における安全設備等の保守点検状況
- (7) 酸素欠乏事故等の作業事故の防止に向けた取組状況
- (8) 超高速船における安全対策の実施状況
- (9) 旅客船等ターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (10) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

4 宿泊施設関係

- (1) 消防用設備等の保安整備並びに保安設備の使用法の職員への熟知方法の整備状況
- (2) 事故・事件・災害等発生時における宿泊客等の安全確保のための情報収集・通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 正確な宿泊者情報の把握及び不審物に対する警戒等の実施状況

5 旅行業関係

旅行者の安全確保の実施状況

実施要領

- 1 事業者に対しては、直接又は運輸支局等、関係団体を通じ総点検の趣旨、期間、実施事項等を周知し、各事業者が自主的に点検を実施するよう徹底する。
- 2 事業者は、総点検最高責任者を選任し、当局から送付した点検表に基づき、事前に十分な計画を定めて自主的に点検を実施する。自主点検後においては、その結果を点検表により報告する。併せて、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況全般についても報告する。
- 3 当局、運輸支局等は、自動車検査独立行政法人、警察等関係行政機関と調整のうえ、街頭車両検査等必要な指導取締を行うものとする。また、事業者に対する点検については、重点課題を踏まえ、対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。